

第4回検討会における岡村構成員からの要望について

1 起訴への関与

重罪（殺人）で起訴すべき案件を軽罪（傷害致死）で起訴したとき，犯罪被害者等が検察審査会に対して審査の申立てができる制度を創設するべきではないかとの要望について

検察審査会制度は，検察官による起訴独占主義・起訴便宜主義を採用する刑事訴訟法の下において，検察官以外の者の判断，すなわち，当該事案について裁判官による審理の機会を与えないこととなる不起訴処分について審査をし，その当否についての議決をすることにより，公訴権の実行に民意を反映させようとする制度である。他方，起訴処分については，その内容が裁判所によって慎重に審理され，判断が下されることとなるものであるので，重ねて検察審査会の審査に服させる必要はない。

仮に，御提案に係る制度を設けるとすれば，検察審査会の議決に基づき公訴が提起される制度に準じた制度にすることになるが，そのためには，さらに数か月を要し，迅速な裁判の実現が害されたり，当初の訴因に基づいて攻撃防御が行われていた訴訟の結果が無駄になるなど，手続の安定が害されることにもなりかねず，慎重な検討が必要である。

被害者の方々が，その被害に係る刑事事件がどのような事実で起訴されるかについて関心を持つことは当然であり，検察官においても，捜査段階において被害状況や処罰感情等を被害者の方々から十分に聴取するとともに，収集した証拠の内容を十分に吟味した上で，証拠に照らして起訴すべきであると判断される場合にはこれを適切に起訴しており，また，ある訴因で事件を起訴した場合であっても，その後，関係証拠に照らして当初の訴因を変更する必要があると考える場合には，適宜適切に訴因変更の手続を行っているものと承知しており，法務省としても，検察官による起訴・不起訴等の処分が適切に行われるよう，今後とも努めてまいりたい。

2 捜査に関する情報提供等の充実

被告人・弁護人は，請求予定証拠の全てを閲覧謄写しているのであるから，犯罪被害者等に対しても，公判不提出記録のうち被告人・弁護人に開示された

ものは全て閲覧謄写できることを，権利として認める制度を創設するべきではないかとの要望について

訴訟に関する書類について，原則として，公判の開廷前にはこれを公にしてはならないこととされている趣旨は，仮に，公判前にこれらの書類を公にすると，参考人を含めた関係者の名誉やプライバシーを侵害するおそれがある上，犯人に対する迅速かつ適正な処罰の実現が害されるおそれがあることから，そのような事態を未然に防止しようとするにありと解されている。このような弊害の有無・程度については，当該事件の性質や，例えば，被害者がその後証人として出廷する可能性があるか否かなど，個別・具体的な事情をもとに判断されるべきものであるから，検察官が取調べ請求予定の証拠として既に被告人・弁護人に開示しているものであったとしても，それらのすべてを一律に被害者に開示しなければならないとすることは困難であることを御理解いただきたい。

平成17年7月11日
法 務 省

第4回検討会における岡村構成員からの要望について

検察審査会への審査申立と不起訴記録の開示について

検察審査会への審査申立書には、不起訴処分を不当とする理由について記載する欄があるが、同欄には、不起訴処分を不当とする理由を簡明に記載するとされていると承知している。前回の検討会でも御説明したとおり、検察官が事件を不起訴処分にする際には、被害者等に対して、不起訴処分の理由等について適切な範囲で説明させていただいており、不起訴処分を不当とする理由を記載する上での支障は生じないと思われる。

また、検察審査会の審査の対象は、申立書に記載されている不起訴処分を不当とする理由の有無ではなく、あくまで検察官の不起訴処分の当否であり、その当否判断のため、検察審査会において、不起訴裁定書及び不起訴記録の検討のほか必要な事実調べを行い、審査しているところであり、被害者等により作成された審査申立書の実質的な記載内容により、その審査の内容や結果が直ちに左右されることは考えにくいと思われる。

前回の検討会でも申し上げたとおり、不起訴記録を開示することについては、関係者のプライバシーの侵害や捜査公判への支障などの弊害も考慮して慎重に判断がなされる必要があり、検察審査会への申立をするという事情のみをもって、不起訴記録を開示することは困難であると考えている。

平成17年7月11日
法 務 省

犯罪被害者等基本計画骨子案(4)に係る岡村構成員の意見について

【岡村構成員意見】

基本法第18条関係 [今後講じていく施策] (15)追加部分

法務省において、13歳以上に対する性犯罪等の犯罪者に関する情報について、平成17年6月1日より施行されている施策を早急を実施する。

法務省において、上記加害者情報提供制度について広報活動を行い、被害者に対する周知を徹底する。

【法務省意見】

本年6月1日から実施している13歳未満の者に対する性犯罪等の犯罪者に関する警察への情報提供の施策は、被害者等が自分自身を守れない年齢であることに着目して、犯罪者のプライバシーよりも被害者等の安全を優先したという趣旨のものであり、その範囲をさらに拡大することについては、様々な観点から十分な検討が必要と考えている。

また、この制度は再犯防止等の観点から、警察に対し行われているものであり、被害者に対する情報提供とは制度として全く別のものである。

よって、原案どおりとしていただきたい。